

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年4月6日

契約事務受任者 横浜市こども青少年局長

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
個別支援記録管理システム開発業務委託 一式
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
この他、本市が別途指定する場所
- (5) 入札方法
この入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う（詳細は、入札説明書等による。）。

2 入札参加資格

- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。
- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
 - (2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等関係）において、種目「コンピュータ業務」、細目「A:ソフトウェア開発・改修」「B:システム運用・監視」「F:システム調査・企画」の全てに登録が認められている者であること。
 - (3) 令和3年4月16日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 過去に行政機関において、利用するシステムの設計・構築業務実績があること。
 - (5) 端末機50台以上かつ接続拠点5箇所以上の情報システムの設計・構築業務実績があること。
 - (6) 横浜市情報共有基盤に既にサーバーを構築していること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和3年4月16日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
入札説明書による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
- (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約部契約第二課
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
電話 045(671)2455（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付方法等

横浜市ホームページからダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/kodomo/kobetusien2021>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和3年5月14日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課

電話 045(671)2455（直通）

7 入札書及び提案書の提出期限及び場所等

令和3年5月18日午後5時まで 横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課

なお、郵送等による提出については、令和3年5月18日午後5時までに第3項第3号に掲げる部課に必着のこと。

8 提案内容に関するヒアリングの日時及び場所

令和3年5月24日午後1時から4時までの間で本市が指定する時間（予定）

正式な日時及び場所については、令和3年5月19日までに別途通知する。

9 開札の日時及び場所等

令和3年5月28日午前11時（予定）

正式な日時及び場所については、令和3年5月21日までに別途通知する。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

完了検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract: Outsourcing on child allowance, and so on.

(2) Deadline for the tender: 5:00 p.m. 18 May, 2021 (Japan Standard Time)

*For details, see the description of the tender

(3) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures.

(4) Contact point for the notice: Child and Family Division, Child and Youth Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-2455

入札説明書

個別支援記録管理システム開発業務委託 一式

(令和3年4月6日入札公告分)

横浜市こども青少年局

こども福祉保健部こども家庭課

令和3年4月6日横浜市調達公告で公告した「個別支援記録管理システム開発業務委託 一式」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によります。なお、入札説明書等とは、この入札説明書と、入札説明書に添付している「落札者決定基準（添付資料1）」、「提案評価表（添付資料2）」、「提案書作成要領（添付資料3）」、「ヒアリング実施要領（添付資料4）」、「様式集（添付資料5）」、「個別支援記録管理システム開発業務設計書及び仕様書（添付資料6）」、「個別支援記録管理システム開発業務委託」に係る総合評価一般競争入札実施要領（添付資料7）」のすべてを指します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

個別支援記録管理システム開発業務委託 一式

(2) 業務内容

別添「個別支援記録管理システム開発業務設計書及び仕様書（添付資料6）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課

この他、本市が別途指定する場所

(5) 入札方法

この入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う（詳細は、入札説明書等による。）。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有すること。
- (2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等関係）において、種目「コンピュータ業務」、細目「A:ソフトウェア開発・改修」「B:システム運用・監視」「F:システム調査・企画」の全てに登録が認められている者であること。
- (3) 令和3年4月16日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去に行政機関において、利用するシステムの設計・構築業務実績があること。
- (5) 端末機50台以上かつ接続拠点5箇所以上の情報システムの設計・構築業務実績があること。
- (6) 横浜市の情報共有基盤に既にサーバーを構築していること。

3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(4)のとおり、書類を提出しなければなりません。

なお、書類作成にあたっては、横浜市ホームページ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/kodomo/kobetusen2021>) からダウンロードして記入し、提出してください。また、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格審査申請書及び添付書類（特定調達契約用）（令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者に限ります。申請手続き前に(4)イの部課に必ず連絡してください。）

ウ 営業種目追加登録申請書（令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載されている者で「コンピュータ業務（細目「A:ソフトウェア開発・改修」、「B:システム運用・監視」及び「F: システム調査・企画」のすべてもしくはいずれか）に登録が認められていないものに限ります。）

エ 委託業務経歴書等 2(4)から(5)に該当することを証する書類

(2) 提出方法

ア 持参による提出の場合

上記(1)の提出書類を(3)の期間に紙で(4)に掲げるそれぞれの部課に直接持参してください。

イ 郵送による提出の場合

上記(1)の提出書類を令和3年4月 16 日午後5時までに(4)に掲げるそれぞれの部課に必着で郵送してください。郵送は、書留郵便によらなければなりません。封筒の封皮には公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書しなければなりません。

また、郵送した日に(4)に掲げるそれぞれの部課に必ず電話連絡しなければなりません（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出期間

公告日から令和3年4月16日まで（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 提出場所

ア (1)ア及びエの提出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課

電話 045(671)2455（直通）

イ (1)イ及びウの提出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約部契約第二課

電話 045(671)2186 (直通)

(5) 入札参加に係る通知

次のア及びイによる通知は、令和3年4月20日までに行います。

ア 一般競争入札有資格者名簿登載に係る審査結果通知書

イ 入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 3(1)に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 入札書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、入札書等に質問があり、回答を求める場合には、横浜市ホームページ(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/kodomo/kobetsien2021>)から質問書をダウンロードして記入し、令和3年4月22日午後5時までに(2)の部課に提出しなければなりません。提出方法については、(2)の部課に確認してください。

(2) 質問書の提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課

電話 045(671)2455 (直通)

(3) 回答

質問に対する回答は、令和3年4月28日までに、横浜市ホームページ(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/kodomo/kobetsien2021>)で行い、併せて(2)の部課において文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該入札書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札書及び提案書提出方法

(1) 入札書及び提案書の提出方法は、(3)の提出書類を入札参加者が(2)の部課に直接持参するか、又は(4)の郵便による提出に限ります。

(2) 提出期限及び提出場所

日時 令和3年5月18日午後5時まで

場所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課

電話 045(671)2455 (直通)

(3) 提出書類及び提出部数

- ア 7 (1)から(6)に従って作成した入札書 1部
- イ 提案書提出届 (第3号様式) 1部
- ウ 「提案書作成要領 (添付資料3)」に従って作成した提案書 11部
- エ ウの内容をPDF形式の電子データで記録したCD-R 2枚

(4) 郵便による提出の方法等

ア 提出期限

令和3年5月18日午後5時までに(2)の部課に必着のこと。

イ 方法

郵便による提出を行う場合は、書留郵便もしくは書留荷物（以下「書留郵便等」という。）によらなければなりません。この書留郵便等は、二重封筒もしくは二重梱包とし、提案書等を中封筒もしくは中箱に入れ密封の上、封皮には氏名等を朱書し、外封筒もしくは外箱の封皮には公告番号、件名、数量及び提出期限とともに「提案書在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に(2)に掲げる部課に必ず電話連絡しなければなりません。

ウ 郵送先

(2) に同じ

(5) 提案書の取扱い

「提案書作成要領 (添付資料3)」によります。

7 入札書の作成等

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約初年度に要する単年度の金額とします。
- (3) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。

入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価格とします。

- (4) 持参による入札書の提出の場合、入札参加者は、入札室において、入札書に記載することができます。
- (5) 入札参加者は入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

8 提案内容に関するヒアリングの実施

- (1) 日時、場所

日時 令和3年5月24日午後1時から4時までの間で本市が指定する時間（予定）

※ヒアリングの時間については1者あたり50分程度を見込んでいます。

※正式な日時及び場所については、別途連絡します。

(2) 出席者及び提出資料

「ヒアリング実施要領（添付資料4）」によります。

(3) ヒアリングにおける注意事項

ア 入札参加者は、ヒアリング実施会場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般入札参加資格確認通知書を提示することとします。

イ 入札参加者は、ヒアリング開始時刻に遅刻した場合には、ヒアリングに参加できません。

ウ ヒアリング実施会場には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

9 開札

(1) 日時、場所

日時 令和3年5月28日午前11時（予定）

※正式な日時及び場所については、別途連絡します。

(2) 開札は、入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、原則直ちに再度の入札を行います。

ただし、郵便入札により入札した者がいる場合は、翌日以降に再度の入札を行います。

なお、再度の入札の回数は1回とします。

10 入札の中止、辞退、無効等

(1) 入札の中止

こども青少年局長は、入札参加者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができます。

(2) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を持参又は郵送するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、6(4)アの期限までに3(4)アの部課に必着のこと。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(3) 入札の無効

次の入札は無効とします。

- ア 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札
- イ 2 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- ウ 3 (1)に定める提出書類について、虚偽の記載をした者が行った入札
- エ 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

11 落札者の決定

- (1) 入札参加者から提出された提案書等の技術に関する評価（以下「技術評価」という。）による得点の合計（以下「技術点」という。）に、入札価格の評価（以下「価格評価」という。）による得点（以下「価格点」という。）を加算した得点（以下「総合評価点数」という。）が最も高い入札参加者を落札者とします。ただし、次のいずれかに該当する者は落札者としません。
 - ア 落札者決定基準（別添資料 3）で定める欠格事由に該当する場合
 - イ 入札参加者の入札額が予定価格の 110 分の 100 を上回った場合
- (2) 入札参加者の全ての入札が(1) の規定に該当したことにより、落札者が決定しなかった場合は、
 - (1) アに該当する者を除外して、再度入札を行ないます。再度入札を行なった結果、入札参加者の全ての入札が(1) イの規定に該当したことにより、落札者が決定しなかった場合、本市は再度入札に参加した入札者のうち技術点が最も高い入札参加者から順に価格交渉を行い、予定価格の 110 分の 100 以下となった場合は、その者を落札者とします。
- (3) 総合評価点数の最も高い者が 2 人以上あるときは、横浜市契約規則第 20 条の 2 の規定に則り、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。
- (4) 入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知すると共に、横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/kodomo/>）で公表します。なお、落札者の決定通知及び公表は、入札日から 1 か月以内に行います。

12 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による契約書を取りかわします。
- (2) この契約は、こども青少年局長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに確定します。
- (3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、こども青少年局長から 2 通の契約書の案

の送付を受けて記名押印します。また、こども青少年局長は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうち1通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

完了検査終了後、請求に基づき支払います。

15 その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 苦情申立て

ア 当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができます。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合があります。

イ 事務局

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約部契約第一課

電話 045(671)2707（直通）

(3) 契約手続に関しての問い合わせ先

〒231-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課

電話 045(671)2455（直通）

(4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。